

筑波大学学術機関リポジトリに関する要項

平成22年 7月 7日
附属図書館長決定

改正 平成27年11月19日

(目的)

- 1 この要項は、筑波大学学術機関リポジトリ（以下「つくばリポジトリ」という。）の運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 2 この要項において「つくばリポジトリ」とは、筑波大学（以下「本学」という。）において生産された教育研究の成果（以下「成果物」という。）を電子的な形態によって蓄積し、学内外に無償で提供することにより、教育研究活動の発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすためのシステムをいう。

(管理運用)

- 3 つくばリポジトリの管理及び運用は附属図書館において行うものとする。

(登録者)

- 4 つくばリポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。
 - (1) 本学に在籍し、又は在籍したことがある役員及び職員
 - (2) 本学大学院研究科に在籍し、又は在籍したことがある大学院生及び研究生
 - (3) その他附属図書館長が適当と認めた者

(登録範囲)

- 5 つくばリポジトリに登録する成果物の範囲は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 成果物の種別として以下のいずれかに該当するものであること。
 - ア 本学における教育研究の成果
 - ① 各種研究プロジェクトにおける研究成果
 - ② 各種科学研究費補助金による研究成果
 - ③ 学術雑誌掲載論文
 - ④ その他本学在籍中の教育研究の成果
 - イ 本学が学位を授与した学位論文
 - ウ 本学の紀要類
 - ① 本学が終期を予定せず継続的に発行している研究論文を収載した刊行物
 - ② その他アに準ずるもの
 - エ その他附属図書館長がつくばリポジトリに登録することが適当と認めたもの
 - (2) 登録者が作成に関与した成果物であること。
 - (3) 公開に当たって、法令上、社会通念上及び情報セキュリティ上問題が生じないものであること。

(オープンアクセス方針に基づく登録)

6 筑波大学は「筑波大学オープンアクセス方針」に基づき、成果物の登録を行うことができる。

(申請に基づく登録)

7 前項以外で、つくばリポジトリへの成果物の登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、別に定める登録手段に従って、成果物を附属図書館に提出するものとする。

(登録の削除)

8 附属図書館は、つくばリポジトリに登録された成果物が次の各号のいずれかに該当する場合、附属図書館運営委員会の議を経て、登録された成果物の一部または全部を削除することができる。

(1) 登録申請者から削除の申請があった場合

(2) 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する、又は社会的に著しく不適切な内容を含むと認められる場合

(登録及び公開)

9 附属図書館は、登録申請者から提供された成果物について、出版者の著作権、その他登録及び公開に係る支障がないことを調査したうえでつくばリポジトリに登録及び公開する。

(利用条件)

10 つくばリポジトリに登録された成果物を利用しようとする者は、その利用に際して次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。

(1) 著作権法（昭和45年法律第48号）の定める条件

(2) 利用しようとする成果物が、つくばリポジトリで公開する以前に出版者等により出版・公表されており、投稿規則または出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合、その条件

(免責事項)

11 本学は、つくばリポジトリに登録された成果物の登録及び公開並びに利用によって生じたいかなる損害についても、一切その責任を負わないものとする。

(その他)

12 この要項に定めるもののほか、つくばリポジトリの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要項は、平成22年 7月 7日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 記

この要項は、平成27年11月19日から実施する。